官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（金融庁九一）　一
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（法務一一八）　三
○ミャンマー連邦共和国における地震被害を受けたコミュニティにおける社会サービスへのアクセス改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（外務三七一）
○ミャンマー連邦共和国における地震被害を受けたコミュニティにおける参加型アプローチによる廃棄物除去及び生活インフラ復旧計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同三七二）
○令和八年度産けしの栽培区域及び栽培面積を定める件（厚生労働二五四）
○令和八年度産あへんの収納価格を定める件（同二五五）
○特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一四四四、一四四五）　三
○公益財団法人食品等流通合理化促進機構の名称変更の届出があった件（同一四四六）　四
○土地区画整理事業の施行規程及び事業計画を認可した件（国土交通八九四）　五
○都市計画に関する件（東北地方整備局七二～七四）　六
○建築基準法の規定による指定確認検査機関の指定を更新する件（関東地方整備局二〇三）　六
○建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定を更新する件（同二〇四）　六
○道路に関する件（北陸地方整備局五三）　六
○道路に関する件（中国地方整備局六七～六九）　六
○道路に関する件（北海道開発局八一～八三）　六

〔国会事項〕
内閣　六

〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕　六
〔皇室事項〕　六
〔官庁報告〕
産業
日本産業規格（経済産業省・国土交通省）　六
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（京都労働局最低賃金公示一）　六

〔公告〕
官庁
登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止関係　七
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　七

その他告示

○金融庁告示第九十一号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十七第一号の規定により、次の銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失ったので、同法第五十六条第十二号の規定に基づき、告示する。

令和七年九月二十五日

金融庁長官　伊藤　豊

一　許可番号　東海財務局長（銀代）第二百十一号
銀行代理業者名　松本　公子
主たる営業所又は事務所の所在地　静岡県浜松市浜名区引佐町川名四百七十―一
許可年月日　令和五年八月十六日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年二月二十八日

二　銀行代理業者名　西村美恵子
主たる営業所又は事務所の所在地　奈良県宇陀市榛原笠間千四百五十
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年三月十四日

三　銀行代理業者名　佐々木律子
主たる営業所又は事務所の所在地　長野県中野市大字田麦四十一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年三月三十一日

四　銀行代理業者名　大佐和漁業協同組合
主たる営業所又は事務所の所在地　千葉県富津市小久保字港町三千八十九
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年四月一日

五　許可番号　関東財務局長（銀代）第四百二十五号
銀行代理業者名　社会福祉法人　土の根会
主たる営業所又は事務所の所在地　東京都東村山市青葉町四丁目一番地一
許可年月日　令和四年一月二十一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年四月一日

六　銀行代理業者名　荒川久美子
主たる営業所又は事務所の所在地　石川県金沢市打木町西百五十三
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年四月一日

七　銀行代理業者名　大野市
主たる営業所又は事務所の所在地　福井県大野市天神町一―一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年四月一日

八　許可番号　東海財務局長（銀代）第百五十三号
銀行代理業者名　高橋　正孝
主たる営業所又は事務所の所在地　岐阜県揖斐郡揖斐川町乙原二百十六番地
許可年月日　平成二十八年十月二十六日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年四月一日

九　許可番号　中国財務局長（銀代）第五十七号
銀行代理業者名　橋本　弘美
主たる営業所又は事務所の所在地　岡山県備前市東片上六百七十三番地四
許可年月日　平成二十一年十二月二十五日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年四月一日

十　許可番号　中国財務局長（銀代）第十号
銀行代理業者名　柏原　隆弘
主たる営業所又は事務所の所在地　広島県尾道市御調町丸河南字保地九百七十八番地一
許可年月日　平成二十年四月二十二日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年四月一日

十一　許可番号　北海道財務局長（銀代）第七号
銀行代理業者名　齋藤美枝子
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道標津郡中標津町字西竹三百六十―二
許可年月日　平成二十年十一月四日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年五月一日

十二　銀行代理業者名　阿部江美子
主たる営業所又は事務所の所在地　宮城県仙台市太白区西中田五―六―四十
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年五月一日

十三　許可番号　関東財務局長（銀代）第二百二十六号
銀行代理業者名　五十嵐　登
主たる営業所又は事務所の所在地　新潟県新潟市西区五十嵐東三丁目一番五十三号
許可年月日　平成二十五年十月十五日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年五月一日

十四　許可番号　北陸財務局長（銀代）第六十二号
銀行代理業者名　田園　肖子
主たる営業所又は事務所の所在地　富山県氷見市十二町二百十三番地四十
許可年月日　平成二十九年十一月二十四日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年五月一日

十五　銀行代理業者名　亀谷みち子
主たる営業所又は事務所の所在地　大分県佐伯市鶴見大字吹浦千九百七十七―六
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年五月一日

十六　銀行代理業者名　稲福　直美
主たる営業所又は事務所の所在地　沖縄県南城市玉城仲村渠千二百五十五―一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年五月一日

十七　許可番号　福岡財務支局長（銀代）第百三十一号
銀行代理業者名　久保ちひろ
主たる営業所又は事務所の所在地　長崎県佐世保市鹿町町鹿町六百六十三番地六
許可年月日　令和二年一月十七日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年五月十八日

十八　許可番号　四国財務局長（銀代）第八十二号
銀行代理業者名　植田江里子
主たる営業所又は事務所の所在地　高知県吾川郡仁淀川町森山三百五十一番地ロ
許可年月日　平成二十七年三月十六日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年五月十九日

十九　許可番号　関東財務局長（銀代）第二百三十六号
銀行代理業者名　三枝ゆかり
主たる営業所又は事務所の所在地　山梨県笛吹市御坂町下黒駒字尾山田四百五十一番地一
許可年月日　平成二十五年十二月六日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年五月三十日

二十　許可番号　東北財務局長（銀代）第百九十八号
銀行代理業者名　郷湖　厚子
主たる営業所又は事務所の所在地　宮城県仙台市泉区市名坂本町十三
許可年月日　平成二十六年十二月二日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年五月三十一日

二十一　許可番号　東北財務局長（銀代）第六十五号
銀行代理業者名　伏見　勝美
主たる営業所又は事務所の所在地　宮城県名取市美田園三―二十六―十
許可年月日　平成二十一年十月七日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年五月三十一日

二十二　銀行代理業者名　吉田　智子
主たる営業所又は事務所の所在地　大分県佐伯市大字鶴望二千八百三十七番地二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年五月三十一日

二十三　銀行代理業者名　曽木　清人
主たる営業所又は事務所の所在地　鹿児島県鹿児島市坂之上七丁目四十番三十六号
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年五月三十一日

二十四　銀行代理業者名　山田　隆代
主たる営業所又は事務所の所在地　鹿児島県大島郡龍郷町戸口千九百五十一―一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年五月三十一日

二十五　銀行代理業者名　坂本　通徳
主たる営業所又は事務所の所在地　広島県広島市安佐北区大林三―十七―三
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年六月二日

二十六　許可番号　福岡財務支局長（銀代）第三十二号
銀行代理業者名　髙木　昌子
主たる営業所又は事務所の所在地　福岡県直方市大字永満寺二千五百二十六番地十九
許可年月日　平成二十一年九月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年六月二日

二十七　銀行代理業者名　藤木　京子
主たる営業所又は事務所の所在地　福岡県柳川市大和町栄五百二十六番地三
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年六月二日

二十八　許可番号　福岡財務支局長（銀代）第百四十七号
銀行代理業者名　芳中　茜
主たる営業所又は事務所の所在地　福岡県田川郡大任町大字今任原二千四百十六番地三
許可年月日　令和三年八月五日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年六月二日

二十九　銀行代理業者名　眞崎佳代子
主たる営業所又は事務所の所在地　徳島県海部郡牟岐町大字牟岐浦字出羽島七
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年六月九日

三十　許可番号　関東財務局長（銀代）第四百十八号
銀行代理業者名　ＳＲＥホールディングス株式会社
主たる営業所又は事務所の所在地　東京都港区赤坂一―八―一
許可年月日　令和三年九月二十八日
所属銀行の商号　ソニー銀行株式会社
失効年月日　令和七年六月三十日

三十一　許可番号　関東財務局長（銀代）第二百九十二号
銀行代理業者名　東急保険コンサルティング株式会社
主たる営業所又は事務所の所在地　東京都渋谷区南平台町五―六
許可年月日　平成二十七年十二月十六日
所属銀行の商号　ソニー銀行株式会社
失効年月日　令和七年六月三十日

○法務省告示第百十八号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年九月二十五日

法務大臣　鈴木　馨祐

認証紛争解決事業者の名称及び住所

GUGEN Software株式会社

神奈川県横浜市西区浅間町一丁目四番三号ウィザードビル四〇二

認証年月日

令和七年九月十二日

○外務省告示第三百七十一号

令和七年八月二十六日にニューヨークで、ミャンマー連邦共和国における地震被害を受けた教育施設及びその周辺コミュニティにおける社会サービスへのアクセス改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　地震被害を受けた教育施設及びその周辺コミュニティにおける社会サービスへのアクセス改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　七億二千三百万円

3　署名者

日　本　側　御巫智洋国際連合日本政府代表部大使

国際連合児童基金側　国際連合児童基金マンディープ・オブライエン公的パートナーシップ局長

令和七年九月二十五日

外務大臣臨時代理

国務大臣　城内　実

○外務省告示第三百七十二号

令和七年八月二十六日にニューヨークで、ミャンマー連邦共和国における地震被害を受けたコミュニティにおける参加型アプローチによる廃棄物除去及び生活インフラ復旧計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　地震被害を受けたコミュニティにおける参加型アプローチによる廃棄物除去及び生活インフラ復旧計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億七千六百万円

3　署名者

日　本　側　御巫智洋国際連合日本政府代表部大使

国際連合開発計画側　カンニ・ウィグナラジャ総裁補兼アジア太平洋局長

令和七年九月二十五日

外務大臣臨時代理

国務大臣　城内　実

○厚生労働省告示第二百五十四号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第十一条の規定に基づき、令和七年十月一日から令和八年九月三十日までの期間における同条に規定する区域及び面積を次のように定めるので、同条の規定により告示する。

令和七年九月二十五日

厚生労働大臣　福岡　資麿

一　けし耕作者

栽培区域　栽培面積

なし　なし

二　甲種研究栽培者

栽培区域　栽培面積

北海道名寄市　四・五〇アール

茨城県つくば市　三・〇四アール

東京都小平市　一・五〇アール

長崎県長崎市　〇・一三アール

鹿児島県熊毛郡中種子町　〇・七五アール

○厚生労働省告示第二百五十五号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、国に納付されるあへんの収納価格を、令和八年度においてはあへんに含有されるモルヒネ一キログラムにつき二十四万二千五百円と定めるので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年九月二十五日

厚生労働大臣　福岡　資麿

○農林水産省告示第千四百四十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、令和七年三月七日農林水産省告示第三百六十二号（特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年九月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和7管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和7年4月1日から翌年3月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和7年7月1日から翌年6月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和7年4月1日から翌年3月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和7年7月1日から翌年6月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和7年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一・第二　（略）	すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和7管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和7年4月1日から翌年3月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和7年7月1日から翌年6月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和7年4月1日から翌年3月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和7年7月1日から翌年6月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和7年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一・第二　（略）

第三　すけとうだらオホーツク海南部
一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）
72,000トン
二　（略）
三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）
法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
すけとうだらオホーツク海南部沖合底びき網漁業	71,900
（略）	（略）

第四～第八　（略）

第三　すけとうだらオホーツク海南部
一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）
58,000トン
二　（略）
三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）
法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
すけとうだらオホーツク海南部沖合底びき網漁業	57,900
（略）	（略）

第四～第八　（略）

○農林水産省告示第千四百四十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年三月七日農林水産省告示第三百六十二号（特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年九月二十五日　農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四　（略） 第五　するめいか 一・二　（略） 三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 第六～第八　（略）	すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四　（略） 第五　するめいか 一・二　（略） 三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 第六～第八　（略）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
するめいか沖合底びき網漁業	5,200
（略）	（略）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
するめいか沖合底びき網漁業	3,900
（略）	（略）

○農林水産省告示第千四百四十六号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十六条第三項の規定に基づき、公益財団法人食品等流通合理化促進機構から名称変更の届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年九月二十五日　農林水産大臣　小泉進次郎

一　変更前の指定法人の名称　公益財団法人食品等流通合理化促進機構
二　変更後の指定法人の名称　公益財団法人食品等持続的供給推進機構
三　変更年月日　令和七年十月一日

○国土交通省告示第八百九十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の二第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の認可をしたので、第七十一条の三第十一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月二十五日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　坂井　学

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　令和七年九月二十五日から令和十八年三月三十一日まで
三　施行地区　神奈川県相模原市緑区橋本一丁目、橋本二丁目及び大山町の各一部
四　土地区画整理事業の名称　相模原都市計画事業橋本駅南口地区土地区画整理事業
五　事務所の所在地　東京都新宿区西新宿六丁目五番一号
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　令和七年九月二十五日

○東北地方整備局告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年九月二十五日

東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　青森県
二　都市計画事業の種類及び名称　むつ都市計画道路事業一・五・一号むつ横浜線
三　事業施行期間　自令和七年九月二十五日至令和十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　青森県むつ市大字田名部字赤川ノ内並木、大字奥内字大室平、字金谷沢、字今泉、字迎関、字高舘、字浅沢、字曲久保、字鍋谷道、字釜谷道、字舘ノ下、字小渡、字沢ノ下、字栖立場、字品ノ木、字近川、大字中野沢字穴明窪、字上山道、字中田道、字高梨子川代、字上田、字畑沢野地内
使用の部分　青森県むつ市大字田名部字赤川ノ内並木、大字奥内字大室平、字金谷沢、字今泉、字迎関、字高舘、字浅沢、字曲久保、字鍋谷道、字釜谷道、字舘ノ下、字小渡、字沢ノ下、字栖立場、字品ノ木、字近川、大字中野沢字穴明窪、字上山道、字中田道、字高梨子川代、字上田、字畑沢野地内

○東北地方整備局告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年九月二十五日

東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　宮城県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十年建設省告示第四百六十四号仙塩広域都市計画、仙南広域都市計画及び亘理都市計画下水道事業阿武隈川下流流域下水道
三　事業施行期間　自昭和五十年三月二十二日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年九月二十五日

東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　宮城県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十年建設省告示第五百六十一号仙塩広域都市計画及び大郷都市計画下水道事業吉田川流域下水道
三　事業施行期間　自平成元年三月九日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第二百三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

令和七年九月二十五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

別表の指定番号八の項指定をした日欄中「令和二年九月十一日」を「令和七年九月十一日」に、指定の有効期間欄中「令和二年八月十八日から五年間」を「指定をした日から五年間」に改める。

○関東地方整備局告示第二百四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第一項の規定に基づき、平成二十七年関東地方整備局告示第二百六十五号の一部を次のように改正する。

令和七年九月二十五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

別表の指定番号一の項指定をした日欄中「令和二年九月十日」を「令和七年九月十日」に改める。

○北陸地方整備局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十五日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百七十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
輪島市三井町中川波六三番一から同市三井町中川波五四番四まで	前	三八・九メートル～八五・六メートル	〇・〇六九キロメートル
	後	三八・九メートル～八九・三メートル	〇・〇六九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月二十五日から三十日間一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十五日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　路線名　中国横断自動車道尾道松江線
(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三次市三良坂町長田字寺迫一三六四番三から同市三良坂町長田字三隅山一〇六三七番一まで	前	六九・二メートル～四〇九・八メートル	〇・三七六キロメートル
	後	五〇・五メートル～三三一・二メートル	〇・三七六キロメートル

(三)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六十八号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月二十五日から三十日間一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十五日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用の区間	開始の期日	図面縦覧場所
中国横断自動車道尾道松江線	三次市三良坂町長田字寺迫一三六四番三から同市三良坂町長田字三隅山一〇六三九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	令和七年九月二十五日	中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十五日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十四号及び百九十一号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員延長

後別　敷地の幅員延長

広島市中区基町五番一地内

前　二九・九五～四六・〇五　メートル　〇・〇七七キロメートル

後　三〇・四六～四三・四八　〇・〇七七

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○北海道開発局告示第八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十五日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十二号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員延長

後別　敷地の幅員延長

深川市音江町字稲田一三〇五番から同市音江町字向陽九六七番まで

前　二七・〇五～二七・四〇　メートル　一・五三〇キロメートル

後　二七・〇九～三六・二〇　一・五三〇

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十五日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十四号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員延長

後別　敷地の幅員延長

夕張市楓登川国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署二二六〇林班い小班地内

前　四二・八五～五三・九九　メートル　〇・〇六〇キロメートル

後　四四・七六～五三・九九　〇・〇六〇

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十五日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二)　路線名　北海道枝幸郡浜頓別町字モーブタウス三三一番一から同町字ブタウス三三一番一まで　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

(三)　供用開始の期日　令和七年九月二十五日

国会事項

衆議院

訴追委員予備員辞職許可

九月二十二日、議長において、裁判官訴追委員予備員阿部弘樹の辞職を許可した。

辞職通知

九月二十二日築山事務総長から上川裁判官訴追委員会委員長及び小林参議院事務総長宛、議長において裁判官訴追委員予備員阿部弘樹の辞職を許可した旨通知した。

衆議院法制局

辞令

（法制次長法制企画調整部長事務取扱）衆議院法制局参事　笠井　真一

法制企画調整部長事務取扱を免ずる（九月二十二日）

人事異動

内閣

国務大臣

阿部　俊子（あべ　俊子）

内閣府特命担当大臣中根順子（三原じゅん子）海外出張不在中内閣府特命担当大臣（こども政策少子化対策　若者活躍　男女共同参画及び共生・共助）事務代理を命ずる（九月二十一日）

叙位・叙勲

○叙位

従七位

千　玄室

従三位に叙する

（宮崎大学名誉教授）

川北　一彦

従四位に叙する

永田　光司

正五位に叙する

石井　謙二　木下　紘一　靏原　明樹

従五位に叙する

石橋　和弘　奥井　諒　平野　毅　本田　良一

正六位に叙する（各通）

伊崎　寛昭　石丸　常　大野　克仕　藤田　博治　松岡　擴　丸山　光之　宮本　譲

従六位に叙する（各通）

石原　純一　須藤　邦明

正七位に叙する（各通）（以上八月十四日）

魚住　聡

従四位に叙する

川田　努

正五位に叙する

浅田　一則

従五位に叙する（各通）

石原　和子　川崎　久　川名　隆　藤田　誠　守屋　昭夫

正六位に叙する（各通）

伊藤　雅幸　稲葉　浩一　及川　信　菊地　康則　鈴木　洋行　平屋　昌士　藤井　良夫　町口　計司　三澤　卓洋　脇　秀男

従六位に叙する（各通）

綾織　嘉一　清田　確誠　吉田　稔

従七位に叙する（各通）（以上八月十五日）

中山　法也　紅浦　秀夫　吉田　勝夫

正五位に叙する（各通）

荒　武治　瀧田　達信

従五位に叙する（各通）

齋藤　勝和　佐伯　有行　高橋　庄壽　詫間　義晴　谷渕　潔　橋本　猛　日下田　薫　與倉　孝一

正六位に叙する（各通）

阿部　英二　石田　誠也　久保　教仁　近藤　則生　北村　修吉　天坂　久子　堀家　博　桜庭　伸一

従六位に叙する（各通）

（神奈川県警部補）

佐々木潤子

（広島県警部）

立野　剛士

従七位に叙する（各通）（以上八月十六日）

（鳥取大学名誉教授）
山田　一夫

従四位に叙する
中村　立実
山崎　辰夫

従五位に叙する（各通）
門屋　梅治　近藤　公典
難波　一　細谷　英男

正六位に叙する（各通）
可児　真人　齊藤　泰夫
多田　恒義　田村　起一

従六位に叙する（各通）
菅原　松七　堤　恒雄
栗田　一路　杉本　恒男

従七位に叙する（各通）（以上八月十七日）
松本　一二

正五位に叙する
大石　光明

従六位に叙する
永井　千秋

正七位に叙する（以上八月十八日）
高木　修雄

正七位に叙する（八月十九日）
梶原　敬義

正四位に叙する
森山　愼基

従五位に叙する
横山　博

正六位に叙する
土屋　蔵三

従六位に叙する（以上八月二十日）
甲斐卜幸徳

従六位に叙する（八月二十二日）

○叙勲

旭日小綬章を授ける
川崎　久

旭日単光章を授ける
本田　昭一

旭日単光章を授ける（以上八月十五日）
久保　教仁

旭日双光章を授ける
木元正一郎

旭日単光章を授ける（各通）（以上八月十六日）
山田　一明

村主　高
山中　保

長井外喜保

佐藤　信哉
山根　岩男

富坂　忠光

藤村知二郎

土江　良治

旭日単光章を授ける（八月十七日）
（宮崎大学名誉教授）
川北　一彦

瑞宝小綬章を授ける（各通）
伊崎　寛昭
平野　毅

瑞宝双光章を授ける（各通）
大野　克仕
藤田　博治

瑞宝単光章を授ける（以上八月十四日）
須藤　邦明

瑞宝中綬章を授ける
魚住　聡

瑞宝小綬章を授ける
伊藤　雅幸
川名　隆

瑞宝双光章を授ける（各通）
稲葉　浩一
菊地　康則

木村　善治
町口　計司

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十五日）
宮津　高公

綾織　嘉一
平屋　昌士

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十四日）
清田　確誠
吉田　稔

紅浦　秀夫
吉田　勝夫

瑞宝小綬章を授ける（各通）
近藤　則生
日下田　薫

齋藤　勝和
與倉　孝一

瑞宝双光章を授ける（各通）
桜庭　伸一

菅　裕
中田　輝義

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十六日）
長山　利雄

（鳥取大学名誉教授）
中村　立実

瑞宝小綬章を授ける（各通）
栗田　一路
佐藤　信哉
長井外喜保

近藤　公典
杉本　恒男
藤村知二郎

瑞宝双光章を授ける（各通）
齊藤　泰夫
田村　起一

可児　真人
黒木　重康

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月十七日）
木村　英敏
山根　岩男

瑞宝小綬章を授ける
松本　一二

瑞宝双光章を授ける（以上八月十八日）
永井　千秋

丹羽　和彦
森山　愼基

瑞宝双光章を授ける（各通）（八月二十日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、サウジアラビアの国祭日につき、九月二十二日同国二聖モスクの守護者サルマン国王く御祝電を発せられた。

官庁報告

産　業

日本産業規格

令和７年９月25日に下記の日本産業規格を改正したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和７年９月25日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　坂井　学

記

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

アセットマネジメント―用語，概要及び原則　Q55000

アセットマネジメント―アセットマネジメントシステム―要求事項　Q55001

（内容省略）

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

京都労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、京都府最低賃金（平成２年京都労働基準局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月25日

京都労働局長　角南　巌

第４号中「１時間1,058円」を「１時間1,122円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年11月21日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

登録個別信用購入あっせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の23の登録をした者から、法第35条の３の35において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年９月25日

関東経済産業局長　佐合　達矢

名　称	セイシン株式会社
本店の所在地	東京都文京区音羽一丁目26番11号　大和出版ビル３階
登録番号	関東（個）第87号―３
営業廃止年月日	令和７年８月21日

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部並びに国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

免責許可決定

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１００３号
北海道江別市江別太373番地
清算株式会社　株式会社農業生産法人やま道の里
代表清算人　富永　政博
１　決定年月日　令和７年９月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（ヒ）第２００１号
青森県三戸郡三戸町大字六日町40番地２
清算株式会社　株式会社マルト
代表清算人　豊川　弘子
１　決定年月日　令和７年９月３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
青森地方裁判所八戸支部

令和７年（ヒ）第１０号
埼玉県所沢市南永井1143番地
清算株式会社　株式会社K
代表清算人　荻生　明雄
１　決定年月日　令和７年９月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（ヒ）第２０４８号
東京都中央区日本橋本石町４丁目２番16号
清算株式会社　ステークホルダー１株式会社
代表清算人　北元　健太
１　決定年月日　令和７年９月４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２００８号
東京都新宿区富久町２番19号
清算株式会社　株式会社東京全通Ｃ＆Ｐ
１　決定年月日　令和７年９月３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０３２号
東京都千代田区丸の内１丁目11番１号
清算株式会社　株式会社ライフェンリッチ
代表清算人　矢野　　学
１　決定年月日　令和７年９月11日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から２か月以内に、換価代金その他清算株式会社の資産から必要な費用を控除した残額を弁済する。なお、本項に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法により実施するものとし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
２　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項に規定する弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は速やかにこれを換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合において、協定債権者が前項の規定に基づいて行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月二十五日

東京都品川区上大崎三丁目一一番一二号

（甲）株式会社ＤＯＡ

代表取締役　内海　　武

東京都品川区上大崎三丁目一一番一二号

（乙）株式会社ＳＵＧ

代表取締役　内海　　武

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月二十七日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を保有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月八日

掲載頁　一一二頁（号外第一八一号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月八日

掲載頁　九十八頁（号外第一八一号）

令和七年九月二十五日

東京都台東区三筋一丁目二番二号

（甲）中村展設株式会社

代表取締役　小川　裕久

東京都墨田区立花六丁目四番三号

（乙）ナカテンテクノ株式会社

代表取締役　小川　裕久

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月十日

掲載頁　二頁

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月五日

掲載頁　五十頁（号外第一七八号）

令和七年九月二十五日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

（甲）株式会社ＷＨＩ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ

代表取締役　安齋富太郎

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階

（乙）株式会社ＢＣＪ－41

代表取締役　杉本　勇次

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月十日

掲載頁　二頁

（乙）https://emberpoint.com/company/kokoku/ep/

令和七年九月二十五日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

（甲）株式会社ＷＨＩ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ

代表取締役　安齋富太郎

東京都千代田区有楽町一丁目七―一

（乙）エンバーポイントホールディングス株式会社

代表取締役　五十嵐真人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.ubpinvestments.com/

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十五日

掲載頁　三十九頁（号外第六十三号）

令和七年九月二十五日

東京都千代田区有楽町一丁目九番一号日比谷サンケイビル一一階

（甲）ＵＢＰインベストメンツ株式会社

代表取締役　富永　逸朗

東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーＮ館

（乙）エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社

代表取締役　坂東　良太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月七日

掲載頁　二七九頁（号外第四十六号）

令和七年九月二十五日

東京都豊島区東池袋一丁目五番六号

（甲）株式会社ダッチパートナーズ

代表取締役　石川　浩之

東京都豊島区東池袋一丁目五番六号

（乙）合同会社モンシャーレ

代表社員　株式会社ダッチパートナーズ

職務執行者　石川　浩之

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十五日

山梨県笛吹市一宮町坪井一七四五番地

（甲）医療法人桃花会

理事長　田中　真喜

山梨県南巨摩郡身延町下部一〇六三番地

（乙）医療法人財団交道会しもべ病院

理事長　田中　真喜

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）及び（乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月十二日

掲載頁　八十七頁（号外第二〇六号）

令和七年九月二十五日

岐阜県恵那市長島町中野一二一四番地四六

（甲）株式会社さくらコーポレーション

代表取締役　太田　丞慈

岐阜県可児市下切二〇八一番地四九

（乙）株式会社さくらアニマルケア

代表取締役　太田　丞慈

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://kessan.info/400397427.html

（乙）https://www.maruishi.co.jp/

令和７年９月二十五日

名古屋市千種区上野三丁目九番一一号

（甲）丸石テクノ株式会社

代表取締役　大橋　利浩

和歌山市布施屋五八六番地の一

（乙）和歌山理水株式会社

代表取締役　西岡　昌哉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年九月二十四日

掲載頁　二頁

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十一日

掲載頁　七十八頁（号外第一八九号）

令和七年九月二十五日

兵庫県姫路市青山北三丁目二八番三三号

（甲）株式会社黒岩

代表取締役　村本　章

東京都千代田区麹町二丁目六番地五

（乙）株式会社ＪＳＫ17

代表取締役　吉川　明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月二十八日

掲載頁　一五五頁（号外第一九四号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月二十五日

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

（甲）株式会社ｈ－ｓｔｙｌｅ

代表取締役　中村　清誉

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

（乙）有限会社ディスペンサー

取締役　中村　清誉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年九月八日

掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月八日

掲載頁　九十一頁（号外第二〇二号）

（丙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月二十五日

奈良県山辺郡山添村大字切幡一二六番地の四

（甲）日ポリ化工株式会社

代表取締役　中塚信二郎

大阪府八尾市久宝園二丁目三九番地の一

（乙）セントラル・ヒル・ジャパン株式会社

代表取締役　中塚信二郎

大阪府八尾市久宝園二丁目三九番地の一

（丙）有限会社アイアンドアール

取締役　中塚　玲子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年九月二十四日

掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月二十六日

掲載頁　四十七頁（号外第一九二号）

令和七年九月二十五日

鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕一九八五番地一

（甲）株式会社足立水道設備

代表取締役　池上　正浩

東京都千代田区麹町二丁目六番地五

（乙）株式会社ＹＳＰ３

代表取締役　吉川　明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月十日

掲載頁　五十八頁（号外第二〇四号）

令和七年九月二十五日

佐賀県伊万里市立花町三五二〇番地六

（甲）株式会社回生薬局

代表取締役　平野　智也

佐賀県伊万里市立花町三五二〇番地六

（乙）株式会社くすきの杜

代表取締役　平野　智也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営業部門の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月十日

掲載頁　六十四頁（号外第二〇四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月十日

掲載頁　五十八頁（号外第二〇四号）

令和七年九月二十五日

東京都台東区台東一丁目三二番六号

（甲）株式会社カナオカ

代表取締役　金岡　良延

愛知県春日井市長塚町二丁目一〇番地

（乙）株式会社カナオカプラケミカル

代表取締役　金岡　良延

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の製造部門の一部の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月十日

掲載頁　六十四頁（号外第二〇四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月十日

掲載頁　五十六頁（号外第二〇四号）

令和七年九月二十五日

東京都台東区台東一丁目三二番六号

（甲）株式会社カナオカ

代表取締役　金岡　良延

東京都台東区台東一丁目三二番六号

（乙）株式会社カナオカグラビア

代表取締役　金岡　良延

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載日　令和七年九月十七日

掲載頁　六十四頁（号外第二〇八号）

（乙）掲載　官報

掲載日　令和七年九月十七日

掲載頁　五十六頁（号外第二〇八号）

令和七年九月二十五日

東京都板橋区徳丸三丁目一七番一六号

（甲）大木伸銅工業株式会社

代表取締役　大木　宗治

東京都板橋区徳丸三丁目一七番一六号

（乙）大木ホールディングス株式会社

代表取締役　大木　宗治

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産及び資金管理事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月一日
掲載頁　九十五頁（号外第一九七号）

（乙）掲載　愛三時報
掲載の日付　令和七年九月二十五日
掲載頁　一頁

令和七年九月二十五日
愛知県西尾市寺部町浜田二四番地
（甲）ネットプラン株式会社
代表取締役　木下　直人
愛知県西尾市寺部町浜田五〇番地
（乙）株式会社木下一二商店
代表取締役　木下　直人

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む社交飲食店に係る事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月三十一日
掲載頁　一二七頁（号外第七十二号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年八月十五日
掲載頁　一一四頁（号外第一八五号）

令和七年九月二十五日
大阪市西区新町三丁目六番一〇号
（甲）ＩＮＳＯＵ　ＣＥＮＴＲＡＬ株式会社
代表取締役　中林　哲一
大阪市西区新町三丁目六番一〇号
（乙）ＩＮＳＯＵ　ＳＯＵＴＨ株式会社
代表取締役　杉本　成隆

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む社交飲食店に係る事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月三十一日
掲載頁　一二七頁（号外第七十二号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年八月十五日
掲載頁　一一四頁（号外第一八五号）

令和七年九月二十五日
大阪市西区新町三丁目六番一〇号
（甲）ＩＮＳＯＵ　ａｌｐｈａ株式会社
代表取締役　中岡　大亮
大阪市西区新町三丁目六番一〇号
（乙）ＩＮＳＯＵ　ＳＯＵＴＨ株式会社
代表取締役　杉本　成隆

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の吸収分割契約書記載の権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十八日
掲載頁　一〇九頁（号外第一三五号）

（乙）https://www.plamatels.com
令和七年九月二十五日
大阪市北区梅田三丁目三番一〇号
（甲）双日プラネット株式会社
代表取締役　武智　彰久
東京都品川区北品川四丁目七番三五号
（乙）プラマテルズ株式会社
代表取締役　田口　雅一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のフォルクスワーゲン小田原店にて営む自動車販売業に関する事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月五日
掲載頁　八十七頁（号外第四十四号）

令和七年九月二十五日
鹿児島市宇宿三丁目四〇番八号
（甲）株式会社ファーレン九州
代表取締役　中村　忠徳
神奈川県小田原市西大友二四七番地一
（乙）株式会社ファーレン小田原
代表取締役　中村　大輔

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社マタイ（住所東京都港区南麻布四丁目九番二二号）に対し当社の有価証券の保有、管理及び運用事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月二十五日
東京都港区南麻布四丁目九番二二号
有限会社レッジウッド
代表取締役　木村　恭介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十五日
北海道釧路市鳥取北七丁目一番一七号
合同会社Ｈｏｋｋａｉｄｏ　Ｄｅｓｉｇｎ　Ｃｏｄｅ
代表社員　木村　琴絵

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十五日
東京都港区東麻布二丁目三五番一号ＫＣビル六Ｆ
おかだい合同会社
代表社員　岡﨑　大輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十五日
東京都練馬区豊玉北六丁目二番一―一七〇六号
プーランク合同会社
代表社員　春山　昭彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十五日
横浜市鶴見区市場下町一一番三七―五〇七号
合同会社ＲＥＮＳＥＩ
代表社員　李　回洙

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十五日
石川県金沢市矢木二丁目二二番地
レグルス合同会社
代表社員　室市　剛人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、組織変更後の商号は武馬織布株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十五日
愛知県江南市松竹町高山一二三番地
武馬織布合資会社
代表社員　武馬　隆

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、組織変更後の商号は株式会社大池商店とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十五日
愛知県江南市古知野町広見六番地
合資会社大池商店
代表社員　大池　鈴子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月六日であり、組織変更後の商号は株式会社ユーデーとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十五日

名古屋市名東区赤松台一一〇七番地の三

合同会社ユーデー

代表社員　上田　聖稀

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、組織変更後の商号はギャラリー数寄株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十五日

愛知県江南市古知野町北屋敷二三五番地

合資会社江南フラワー

代表社員　佐橋　浩昭

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十五日

名古屋市天白区八幡山一二〇五番の二

パークホームズ八幡山一四〇三

オークエステート合同会社

代表社員　冨田　祐子

組織変更公告

当組合は、令和七年八月三十日開催の臨時総会の決議により、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年九月二十五日

滋賀県長浜市小谷上山田町八八一番地

農事組合法人大戸洞舎

理事　小障子正喜

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十五日

大阪府藤井寺市道明寺一丁目九―一三

合同会社キューブビジネススタイル

代表社員　田内　浩量

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月二十七日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｈ＆Ｍアセントとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十五日

島根県出雲市今市町一五三九番地四ＳＴハイツⅢＣ号

合同会社Ｈ＆Ｍアセント

代表社員　坂根　秀夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十五日

福岡市博多区住吉五丁目三―一

合名会社文化屋

代表社員　清水　博昭

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十五日

熊本県菊池郡大津町大津一二三四番地

合名会社浜食品

代表社員　濱　繁美

効力発生日変更公告

当社は、令和七年十月九日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年十月三十一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年九月二十五日

名古屋市東区矢田一丁目三―一八大山ビル二階

合同会社ＳＴＥＰ　ＯＵＴ

代表取締役　楚郷　莉奈

資本金の額の減少公告

当社は、令和七年十月三十一日を払込期日とする株式の発行があった場合には、資本金の額を、これらの株式の発行と同時に、当該株式の発行により増額する資本金の額と同額分減少することにいたしました。当該株式の発行に伴う資本金の額の減少については、株式の発行と同時に、これにより増額する限度で行うものであるため、効力発生日後の資本金の額は当該効力発生日前の資本金の額を下回ることはありません。そのため、当該株式の発行に伴う資本金の額の減少については、株主総会の決議を経ずに決定する予定です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年十月七日

掲載頁　二十五頁

令和七年九月二十五日

東京都品川区西五反田八丁目九番五号ＦＯＲＣＡＳＴ五反田ＷＥＳＴ七階

株式会社Ｌｕｕｐ

代表取締役　岡井　大輝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月二十五日

神奈川県横須賀市荻野九番地

有限会社秋元運輸

取締役　秋元　利通

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://91932.com/bs_202504.pdf

令和七年九月二十五日

東京都江東区深川二丁目八番一九号

株式会社クイックサーブ

代表取締役　丹生　輝明

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億千二百二十五万五千百四十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月五日

掲載頁　五十八頁（号外第二〇一号）

令和七年九月二十五日

大阪市大正区南恩加島五丁目一一番四一号

丸金運送株式会社

代表取締役　金澤　規勝

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月二十五日

東京都中央区日本橋人形町一丁目四番一〇号

株式会社シーイーテック

代表取締役　渡辺　裕正

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月二十五日

新潟県胎内市東本町二五番五〇号

株式会社ケイホウ商事

代表取締役　星野　富雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月二十五日

岐阜県下呂市萩原町萩原一五〇〇番地

金子工業株式会社

代表取締役　金子健一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月二十五日

愛知県名古屋市南区港東通二丁目一八番地

株式会社アウトイン

代表取締役　青山　勝征

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月二十五日

京都府宮津市字鶴賀二〇七八番地

株式会社ガスネット

代表取締役　橋本　雅之

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月二十五日

京都府京丹後市網野町網野八七五番地一〇

平成産業株式会社

代表取締役　小谷　芳弘

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月二十五日

京都府舞鶴市字上福井九五番地の七

舞鶴小谷産業株式会社

代表取締役　小谷　芳弘

株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社マルモホールディングスを完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十月二十九日までに当社にご提出ください。

令和七年九月二十五日

三重県鈴鹿市神戸一丁目一二番三〇号

株式会社マルモ

代表取締役　藤井　隆

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和七年十月三十一日をもって第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和七年九月二十五日

東京都新宿区西新宿一丁目二六番二号

株式会社アセット・インベストメント・パートナー　代表取締役　瀧本　太平

取得条項付新株予約権の取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので公告します。

一、取得する取得条項付新株予約権　当社発行の第三回新株予約権、第四回新株予約権及び第七回新株予約権のうち、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員のいずれの地位も喪失した者が有する新株予約権の全部（第三回新株予約権二百五十個、第四回新株予約権二百五十個、第七回新株予約権二百五十個）

二、取得する取得条項付新株予約権　当社発行の第五回新株予約権のうち、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または外部協力者のいずれの地位も喪失した者が有する新株予約権の全部（第五回新株予約権六百個）

三、取得の日　令和七年十月十日

令和七年九月二十五日

東京都豊島区東池袋一丁目二一番一一号

株式会社グローバルトラストネットワークス

代表取締役　後藤　裕幸

任意清算公告

当法人は、令和七年九月一日をもって解散し、社会保険労務士法第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十五日

静岡県富士市厚原一二四四番地の四

つくる社会保険労務士法人

清算人　井上　幹世

任意清算公告

当法人は、令和七年九月二日をもって解散し、公認会計士法第三十四条の二十二第三項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十五日

大阪市中央区谷町七丁目三番四―三〇九号

英青監査法人

代表社員　辰巳　忠次

正　誤

令和六年十一月二十九日(号外第二百七十七号)

こども家庭庁・厚生労働省告示第八号（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令附則第四条の二第二項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式及び訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第二条の二の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

二八〇ページ様式第五中

「

調剤料

」

は

「

製料 調管 薬剤 調剤

」

の誤り。